

様式第 2 号（第 5 条関係）

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○令和 7 年度第 1 回久喜市立小・中学校学区等審議会

1 開 会

司会（恩田指導主事）

皆様、こんにちは。

ただいまから、令和 7 年度第 1 回久喜市立小・中学校学区等審議会を開催いたします。

なお、本日は、委員総数 20 人に対して、出席者は、18 人でございます。久喜市立小・中学校学区等審議会条例第 7 条第 2 項に規定されている会議の開催要件を満たしていることを報告させていただきます。なお、本日の傍聴者はありません。

2 あいさつ

司会（恩田指導主事）

それでは、初めに山本会長からごあいさつをいただきたいと存じます。

よろしくお願いします。

会長（山本委員）

皆さん、こんにちは。今日から梅雨に入ったらしいというニュースが流れました。去年と比べると 10 日遅いということですが、これから久しぶりに梅雨らしい天気が続いていくのかなと思います。去年は相当晴れた日が多く、かなり高い気温の夏だった日々だったかなと思うと、少し安心するところがありますけれども、逆に、寒暖差によって体調を崩す方もかなりおられるとのことでした。皆様も大変こういう不安定な時期ですので、くれぐれも体調には十分気をつけてお過ごしいただければと思っております。今日の審議について、よろしくお願いいたします。

司会（恩田指導主事）

ありがとうございました。

ここで、事務局職員につきまして、人事異動等により変更がございましたことから、改めて紹介させていただきます。

それでは野川部長からお願いいたします。

事務局（野川部長）

教育部長の野川と申します。どうぞよろしくお願いします。

事務局（木村副部長）

教育部副部長の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（白石課長）

教育総務課長の白石です。どうぞよろしくお願いします。

事務局（相園課長補佐兼係長）

教育総務課の相園と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（武係長）

教育総務課の武と申します。よろしくお願いします。

司会（恩田指導主事）

私、本日司会を務めます、教育総務課の恩田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 諮問

司会（恩田指導主事）

次に、次第3の諮問でございます。柿沼教育長から久喜市立小・中学校学区等審議会に対して諮問させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、山本会長におかれましては、テーブルの前までお進みくださいますようお願いいたします。

（柿沼教育長）

久喜市立小・中学校学区等審議会、会長、山本千恵子様、久喜市教育委員会教育長、柿沼光夫。

久喜市立砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制について（諮問）。

久喜市立小・中学校学区等審議会条例第2条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めるものです。

記、久喜市立砂原小学校は児童数が増加傾向ですが、教室の増が難しい状況となっております。

一方で、令和8年4月1日に開校予定の鷺宮西小中学校の教室数には余裕があり、一定程度の児童の受け入れが可能です。

また、砂原小学校と鷺宮西小中学校は隣接しており、鷺宮西小中学校へ通学する場合でも、安全に通学することが可能と考えられます。

こうした状況を踏まえて、砂原小学校の通学区域に在住する児童について、希望する場合は、鷺宮西小中学校への就学を認める、久喜市立砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制について、ご審議をお願いするものでございます。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

司会（恩田指導主事）

ありがとうございました。ここで、柿沼教育長からあいさつを申し上げます。

(柿沼教育長)

皆様、改めましてこんにちは。

本日は、令和7年度第1回の久喜市立小・中学校学区等審議会の開催にあたりまして、大変ご多用の中、また足元の悪い中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、皆様方には日頃から本市の教育行政に対しまして、格別なるご理解と協力をいただいておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本市におきましては、令和8年4月に初の義務教育学校となります、久喜市立鷺宮西小中学校の開校に向けて、現在、前期課程の児童が利用する校舎の建設や、遊具の設置などの準備を進めているところでございます。このような中、先ほど諮問をさせていただきましたように、砂原小学校における児童数の増に伴う教室を増やすこと、これがなかなか難しい状況にありまして、学区が隣接する鷺宮西小中学校での児童の受け入れ、これは現在、一定の数でございますけれども可能な状況でございますことから、本日は、久喜市立砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制について、特例的な扱いになるわけですがけれども、この選択制について学区等審議会のご意見を頂戴したいと考えております。

委員の皆様におかれましては、こうした状況をご考慮いただきながら、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（恩田指導主事）

ありがとうございました。大変恐縮ではございますが、柿沼教育長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。なお、委員の皆様には、ただいまの諮問書の写しを配付いたしますので、ご確認くださいようお願いいたします。

< 教育長退席 >

4 議事

司会（恩田指導主事）

それでは、次に、議事でございます。

会議の進行につきましては、久喜市立小・中学校学区等審議会条例第7条第1項において、会長が議長となる旨の規定がございますので、山本会長に議長をお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。円滑に議事が進行いたしますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

初めに、議事録署名人でございますが、名簿順で中村委員さんを指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま諮問をいただいた議事の、「久喜市立砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（白石課長）

教育総務課の白石でございます。先ほど教育長から諮問させていただきました、久喜市立砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制につきまして説明させていただきたいと思っております。

説明については恐縮ですが着座にてさせていただきます。失礼します。

それでは、最初に資料1をご覧くださいと思います。概要のところでございます。砂原小学校の児童数が増加傾向のため、これ以上教室数の増が難しい状況となっている状況でございます。このようなことから、今回の諮問につきましては、砂原小学校の通学区域の児童につきましては、来年4月に開校する鷺宮西小中学校に、希望する場合は選択して入学を認める制度を導入したく考えておりまして、このことにつきまして審議会に意見を求めているものでございます。

それでは、改めまして今回の目的を述べさせていただきますと、砂原小学校の教室不足に対応するためでございます。

資料が行ったり来たりしてしまって恐縮ですが、資料の2をご覧くださいと思います。こ

の表は、砂原小学校と鷺宮西小中学校の児童生徒学級数の見込みの表でございます。

初めに砂原小学校、上段の方をご覧くださいと思います。令和8年をご覧くださいと、通常学級のところでございますが、1年生から6年生までで、67名から94名までとなっております。小学校は1クラス35名までとなっておりますので、70名までであれば2クラス、70名を超えると3クラスとなります。令和7年度時点、今現在ですね、教室数がこれ以上増やせない状況となっていると、そういった状況でございます。1学年が105名を超えて4クラスになるという心配は少ないところでございますけれども、1学年が70名を少し超える学年が、パッと見ていただくと幾つかあるかなと思います。70名を少し超える学年が70名未満になることによりまして、教室不足に対応したいと、そういったものでございます。右の方へ順に見ていきますと、次第に児童数が減少していきまして、11年度、12年度は、1年生が50名台までになる見込みにはなっておりますけれども、これにつきましては今現在の住民基本台帳に、この学区内にお住まいの1歳児2歳児のお子さんの人数がそのまま転記されているわけでございます。砂原小学校の通学区域につきましては、近年、住宅開発がされておまして転入者が多く、また、転入される方の多くは子育て世帯ということもあり、砂原小学校の数年後の見込みの児童数につきましては、あと5年などたった場合については、この数字よりも増える傾向が多くなっており、注意が必要と考えております。

また、下段の鷺宮西小中学校につきましては、1学年2クラスを想定しておりますが、現状では40名から50名までの学年が多く、2クラス上限の70名までは20名程度の余裕がある状況でございます。

恐縮ですが、また資料1の方にお戻りいただきたいと思います。今回の学校選択制の対象者は、砂原小学校の通学区域に在住している新1年生でございます。入学前にお手続きをしていただいて、鷺宮西小中学校に入学をするものでございます。定員ですが、鷺宮西小中学校の1学年は上限を70名として作られるというところでございますので、その範囲内で受け入れが可能な人数として、毎年度その都度定めるというものでございます。令和8年度の鷺宮西小中学校の新1年生の見込みは、現在48名でございますけれども、70引く48で22名までの受け入れをしてまいりますと、転入などで鷺宮西小中学校の人数が増加してしまい、鷺宮西小中学校の教室が不足してまいりますので、少し余裕を見て、現状では仮になってしまいますけれども、12名程度の定

員を想定しているところでございます。このことにつきましては、正式に募集をかける段階で、最新の鷺宮西小中学校の新1年生の見込み数を出すなどしまして、また翌年度以降は両校の伸び率などを考慮してその都度決めていきたいと考えております。

次に、時期でございますが、令和8年4月1日の入学からでございます。

この資料の最後、スケジュールでございます。7月に鷺宮西小中学校の令和8年度の新1年生の入学見込み者数を確認いたしまして、7月下旬に該当となる児童の保護者宛に学校選択制の案内を送付いたします。その後2ヶ月程度の申請期間を設けまして、必要に応じて抽選を行います。10月には新1年生を対象とした就学時健康診断が各学校で実施されるわけですが、実際に入学する学校で、この就学時健康診断が受けられるようなスケジュールを予定しているところでございます。なお、今年度につきましては、まだ鷺宮西小中学校が工事中ということですので、鷺宮西小中学校の就学時健康診断は、鷺宮小学校で行うという状況でございます。その後は、通常の入学の場合と同様のスケジュールになりますが、12月に入学通知書の発送、1月から2月にかけて学校で入学説明会を行います。

続きまして、資料の3をご覧くださいと思います。ちょうど真ん中あたりに鷺宮西小中学校と砂原小学校、鷺宮小学校は印として残っておりますけれども、場所については、ご承知いただいているところかと思いますが、この資料でご確認をいただけたらと思います。

最後になりますが、参考資料がございます。文部科学省のホームページを抜粋したものをご用意させていただきました。学校選択制などの制度の説明を記載したものでございます。地域の実情になりますけれども、一般的に学校選択制は各市町村の判断で行われるものとなっております。また、下の方、3番のあたりで、学校選択のパターンは各種ございますが、今回は特定の学校から特定の学校についてのみ選択を認めるというものでございます。これは用語集のようなものですので、詳しくは後程ご確認をいただきたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

それでは、久喜市立砂原小学校から鷺宮西小中学校の学校選択制の実施につきまして、ご意見をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

ただいま事務局から説明がありました、久喜市立砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制について、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

小瀬さん、いかがですか。

小瀬誠委員

座ったままで失礼します。来年の砂原小学校の1年生を94人と予想しています。これは急増したということですが、その次の年からまたどんどん減っていくのですが、この急増した原因というのは、大きなマンションができたとか、何かあるのでしょうか。

議長（山本会長）

令和7年の94という数字ですか。その裏側にどんなものがあるかわかりますか。単に転入が増えたというだけなののでしょうか。事務局の方いかがですか。お願いします。

事務局（白石課長）

説明させていただきます。94名で少し多かったということで、全て完璧に説明する事はなかなか難しいのですが、先ほど、例えば今から5年後の12年のところの人数を予測するともう少し増えると述べさせていただいたところです。5年前、令和2年5月時点の、令和7年の数字を調べてみたところ、現在は94ですが72でございました。5年間で22名増えておりますので、特にこの辺りが先ほど述べました、住宅の開発などありましたので、そのあたりの影響が大きいのかなと考えております。

議長（山本会長）

はい。小瀬委員さんいかがですか。

小瀬誠委員

大体そういうものなのでしょうけれども、ということは5年前には予想できていなかったとい

うことですね。わかりました。

議長（山本会長）

他にいかがですか。奥貫委員さん。

奥貫久美子委員

奥貫です。砂原小学校の子が希望して鷺宮西小中学校に行くということについては、特に問題はないかと思うのですけれども、令和8年4月1日からということで新1年生がほぼ対象になってくると思うのですね。まず、通学の安全面の方はちゃんとできているのでしょうか。現在、鷺宮小学校は通学班で登校されているのですけれども、今度、学区外からの通学になった場合の通学班編成等はどう考えているのかということ、あと、その1年生に限らず、現在砂原小学校に通っている在学中のお子さんも、こちらに来ることはできるのかということですね。

あともう1つは、鷺宮西小中学校は1年生から9年生までで、砂原小学校は1年生から6年生、そして鷺宮中学校に上がる形になるかと思うのですけれども、鷺宮西小中学校の子たちが7年生になるときに、鷺宮中学校に移るということも可能なのかということをお聞きしたいです。

議長（山本会長）

3点お願いします。事務局の方いかがですか。

事務局（白石課長）

3点ご質問いただきました。

最初の通学面でございますけれども、違う学校に行く制度は、現状でもこの学校選択制の他に指定校外というものがありまして、家庭の事情のほか、例えば部活がないですとか、諸事情があった場合の制度がございます。その場合、家庭の方、保護者の責任で安全に通学していただくことが条件ということで、今回のこの学校選択制についても同様に考えております。特に1年生のときなどは、現在の鷺宮小学校の学区と相当隣接しているところでない、通学班というのは実際少し難しいと思いますので、当面については、現実的な対応とすると保護者の送迎という形に

なってくると思います。

また、2番目で、1年生に限らず途中からでもどうかというところなのですが、今回の制度は、入学時に指定校を正式に定めるものと考えておまして、小・中学校の入学は、引越しがあつた場合などを除きまして入学した学校で、卒業まで同じ学校にいることを考えております。ですので、途中からというのはなく、一度入学したらそこで引越しなどが無い場合は、そのまま卒業まで行っていただくことになります。仮に、例えば人間関係などでちょっとうまくいかなかったとか、やむを得ない事情があるかもしれませんが、そういった場合は、指定校外就学などで他校に行く制度もありますので、そちらで対応をお願いしたいと思います。

最後に、鷺宮中に行く可能性ということですが、入学時に鷺宮西小中学校に入りますと9年制ですので、後期課程卒業まで就学する前提でお申し込みいただくことを前提としております。

以上です。

議長（山本会長）

今の説明でよいですか。

奥貫久美子委員

今の説明で大丈夫です。

議長（山本会長）

委員の皆様、他にいかがですか。折原委員さん。

折原憲司委員

はい。折原でございます。

今回の諮問は、明らかに大規模化に伴う対応が求められたというところです。小規模化が深刻な場合もある中で、今回の諮問についてはこの大規模化、いわゆる教室の不足、本来、学区を重視すれば砂原小学校の中に施設を増やしてやるべきというものなのでありますが、それはリアリティがないというところで、今回ちょうど渡りに船ではないですが、余裕を持った計画があると

いうところで、数合わせ的な部分になるのかなと思います。

そこでお伺いしたいのは、何のための義務教育学校なのか、その目的のために、砂原小学校の児童が鷺宮西小中学校に、線路などで分断されている外的要因もある中でそちらの学校に行った方が良いというようなお考えがあれば、本来、何のための義務教育学校かというところから考えられるところで、ぜひ説明があればいいなと思いました。それをお伺いします。

それと、参考資料の3番の学校選択制について、5つの選択方法が示されていますが、今回はこの5つのメニューの中のどこの部分なのかというのを今一度、お伺いします。隣接地区選択制であればさらに隣接するところ、今回に限らず、この後いろいろなところが希望した場合にどうなるのかというようなことも考えられますので、どの部分を示されて、選択制を採択していくのかをお伺いします。

以上2点です。

議長（山本会長）

単なる数合わせではなくて、何のための目的、義務教育学校の趣旨や目的もあるのではないかとということと、その説明ですね。それから選択制の分類はということによろしいですか。

折原憲司委員

はい。

議長（山本会長）

事務局、お願いします。

事務局（白石課長）

はい。2点ご質問をいただいております。

最初の質問でございます。砂原小学校の人数が多くなってきて、ちょうど鷺宮西小中学校の方にもう少し余裕があるというお話もありますが、まさにその通りでございます。鷺宮西小中学校は初めての義務教育学校、魅力ある学校ということでございますけれども、現状ですとたまたま

その地域にお住まいの方しかこの学校に入れないというところでございます。砂原小学校の学区内にお住まいの保護者は、義務教育学校ができることは何となく知っている方もいらっしゃるかと思いますが、なかなか義務教育学校の教育方針や、魅力、その辺は多くの方はまだご存じないかなと思います。

ですので、7月下旬になりますけれども、対象者の方に周知するに当たりまして、もっともこの制度は砂原小学校のお子さんに一定程度、義務教育学校に行っていただくことが目的ですので、あまり数が少ないと、目的とすると不十分な部分もありますので、なるべく多くの方にいったただけのよう案内して、義務教育学校の目的や魅力などを発信していくような形で考えております。

2番目の方ですね、参考資料の3番の下の方に5個ほど学校選択制のタイプがあると書いています。ここにもホームページにも、補足といいますか説明がありますけれども、便宜的に分類すると主に以下のようなタイプがあるということでもありますので、必ずしもこの5パターンのいずれかに入るかというところでもない場合もあります。多くのパターンがここに分類されるということで、今回の場合ですと、必ずしもぴったり一致はしていないかなとは思いますが、一番下の特定地域選択制が一番近いかなと思います。従来の通学区域を残したままで、地理的な学校は変えておりませんので、特定の地域に居住する者、砂原小学校の通学区域内の方について学校選択を認めるもの、これが一番近い制度かと思っております。

以上でございます。

議長（山本会長）

はい。折原委員さん。

折原憲司委員

ありがとうございます。抽選が起こる前提でスケジュールが決められているので、ぜひ、計画通り大勢の方が希望されて、当初の目的が達成されればいいなと思う中で、やはり義務教育校はこういう学校なのだという、久喜で新たな挑戦をしていくのはこういうところだということところを、ぜひ説明の段階で示していただくよう希望したいと思います。

そのような中で、施設の設計、図面を引く段階で、学区がそもそもあるからその大きさの建物、施設を計画して設計して、今盛んに工事もされていますが取り組んでいる中で、145%相応に1年生が増えるというところで、相当余裕もあるのかなと推察できるところではあります。

最後に希望なのですけれども、学校選択制の最後の部分が今回適合するのだというお話もありましたが、この配っていただいた地図を見ると、近隣の隣接する清久小学校は久喜南中に行っているのですけれども、それよりも鷺宮西小中学校の方が近かったり、本町小や北小の方が、その清久小よりももっと鷺宮西小中学校に近い、または、砂原はこのままですけれども、鷺中の生徒が仮に希望した場合など、子育てするなら久喜市というところを達成するため、特定の地域に限定的というよりも、本来の目的が達成するような選択制もご検討を願いたく存じます。

以上です。

議長（山本会長）

はい。それはご意見として承ってということによろしいですか。

折原憲司委員

はい、希望します。

議長（山本会長）

ありがとうございます。それでは他に。

はい。佐藤委員、お願いします。

佐藤利幸委員

佐藤です。よろしくお願いします。

今回の件は、教室不足というところから出てきた問題ですけれども、もっと言うと、これが、互いの学校の適正規模の確保に繋がっていくという意味で、今回、とてもいい策だなと思い、賛成です。

そこで1つ質問なのですが、実際に選択をする際に、保護者からすると、例えば兄弟関係、1

年生は入るのだけれども、お兄ちゃんも一緒なら安全面も考えてお願いしたいというようなことは十分に考えられると思うのです。先ほどの説明ですと、来年度の1年生からということですが、そこを少し柔軟に考えて、兄弟関係がある場合には認めるというような方向で進めていただければ、保護者にとっても安心材料になるかなと思います。ぜひ、適正規模確保という意味でとてもいい策だと思いますので、希望がたくさん出てくるように考えていただければありがたいと思います。

以上です。

議長（山本会長）

教室不足の解消ということもあるけれども、お互いの適正規模に繋がる策ということで、非常にいいのではないかとということです。兄弟関係から、新1年生だけではなくて、兄弟関係から希望する方もいらっしゃる場合はそこも少し幅を広げて欲しいというご意見なのですが、事務局、いかがですか。

事務局（白石課長）

今のご質問の想定は、例えば新1年生と新3年生が砂原小学校の学区にお住まいのパターンで、3年生が砂原小学校に行っていて、別々だと保護者の方も対応が難しいですとか、そういった場合を想定されているかと思います。

現状の制度といたしまして、指定校外就学というものがございまして、兄弟姉妹が別の学校に行っている、もしくは入学予定などという場合については、同じ学校に行くことができる制度がございします。そのため、下のお子さんが鷺宮西小中学校に学校選択制で入った場合、上のお子さんは兄弟姉妹ということで、手続きは別になりますけれども、指定校外ということで鷺宮西小中学校に入るということは制度上可能となっております。このことは、おそらく保護者の方も積極的に調べないと出てこない部分がありますので、7月に案内する際には、指定校外の案内もできるようにしていきたいと思います。

以上です。

議長（山本会長）

はい。佐藤委員さん。大丈夫ですか。いかがですか。

佐藤利幸委員

指定校変更ということは、保護者の判断ということになってきますけれども、最初の条件として、兄弟関係がある場合は認めますということをきちんとうたってしまった方が、保護者も迷わずに希望できると思いますので、そこはもう一考していただければと思います。

議長（山本会長）

はい、いかがですか。

事務局（白石課長）

保護者への案内方法の部分かと思います。学校選択制にどの程度応募があるかわかりませんが、抽選になった場合は、できるかどうか分からない部分があります。学校選択制の方は申し込みいただいた時点では100%かというのと、わからない部分はございます。

一方で、指定校変更については内部での審査はございますけれども、基準の中で、兄弟姉妹が別の学校にという場合は、指定校変更が可能とありますので、こちらから保護者の方が迷わないような形で案内をしていくことができれば、今、ご意見のあったような対応は十分できると思いますので、保護者の方がためらわないような表現に努めてまいりたいと思います。

議長（山本会長）

佐藤さん、よろしいですか。兄弟がいるけどどうしようかという保護者は必ずいると思いますので、そういう方が迷わないように、こういう場合はこうですよというのをあらかじめ、その通知の中にわかりやすく入れておくということです。

他にいかがですか。はい。福田委員。

福田泰隆委員

すみません、基本的なことなのですが1点。砂原小学校の令和8年度に88名とあるのですが、対象者への周知が7月に書いてあります。この対象者というのは、この88人全員に通知するという形でよろしいですか。

議長（山本会長）

はい。いかがでしょうか。

事務局（白石課長）

これは少し前の数字なので88となっておりますけども、7月1日時点で一旦データを切り出して、全員に案内を送付いたします。また、その後の転入者もいると思いますので、転入の時点で案内をしていきたいと思います。

以上です。

議長（山本会長）

よろしいですか。他にいかがですか。

はい。中村委員さん。

中村文隆委員

学校選択制の導入にあたって、事前に保護者の意向や意見、声を聞いて、今回この方策について提案しているのか。それが1つと、ただ行政の施策というだけで、保護者の、それから地域の意見を聞かない、行政サイドからの提案なのか。

それからもう1つは、選択制がこの後、他のところまで及んでいくのかどうか、継続するのかどうか、お聞きしたいなと思います。

議長（山本会長）

はい。今回の施策について事前に保護者のご意見や要望を聞いているのか、それから、今回の

学校選択制が他のところに及ぶのかという２点でよろしいですか。はい。お願いいたします。

事務局（白石課長）

今回の砂原小学校から鷺宮西小中学校への、この制度の導入については、保護者の意見は聞いてございません。理由については、希望者にお申し込みいただくものでございますので、例えば学校を変更する場合ですと、人によってはこっちの学校よりこっちの学校の方がいいですとか、そういった場合もあるかと思いますが、今回の場合は希望者のみということになりますので、決してデメリットといいですか、ある方はいらっしゃると思いますので、そこについては聞いていないところでございます。

他の地域に及ぶかというところですが、現状、具体的に他のところは検討していないところですが、同様の事情などがあつた場合には、その都度判断をしていきたいと思ひます。

以上です。

議長（山本会長）

はい。中村委員さん。

中村文隆委員

今回に限って１回だけ、１年だけの学校選択制なのかどうか聞きたいと思ひます。

議長（山本会長）

はい、お願いします。

事務局（白石課長）

この地域の学校選択制について、いつやめるといふことは現時点で決めておりませんので、やめるといふ判断があるまで続ける予定でござひます。

以上です。

議長（山本会長）

来年度からスタートして、しばらく続けるということによろしいですね。

事務局（白石課長）

はい。

議長（山本会長）

はい。いかがですか。

中村文隆委員

1年でそれっきりと、また元に戻りますよというふうなことではなく、先を見通しての施策だというふうに解釈いたします。

それから、選択制について、文書の通知だけで十分乗り切れるかなという心配もしているのですが、説明会をする必要があるのかどうか、そこまではきちんと私整理しておりませんが、大丈夫だというふうに行政の方で、そっちの方向でいくよと。文書の通知だけで、というのであればそれで結構です。

以上です。

議長（山本会長）

説明会、このスケジュールで言いますと、対象者へ通知を7月中旬あたりから出して、そのあと申し込みを受け付けるということですが、その間に説明会等はあるのかということです。

事務局（白石課長）

はい。全体的な説明会は、恐縮ですけれども今は考えておりません。学校ができていけば見ていただく機会があってもいいのかなとは考えたのですが、今、工事をしておりまして、なかなか見ていただく機会もございませんので、説明については、申し込みいただいた時点でご要望に応じて対応させていただこうかなと思っております。

以上です。

議長（山本会長）

全体的な説明会は、今のところ開く予定はないけれども、個々の保護者からのご質問といったものに関しては、個々に対応していくということです。

よろしいですか事務局の方。はい。

中村委員さんいかがですか。いいですか。

はい。堀井さん。

堀井昭雅委員

今回は学校選択制で、規模が大きくなったための措置だと思います。それについては、私は賛成なのですが、小規模化におけるこういった学校選択制について、教育委員会としてはこの後どのように考えて取り組んでいくかということ、それから、現在、大規模化で学校選択制を実施している小・中学校が市内にあるのかどうか、または小規模で学校選択をしているところがあるのかどうか、それについてちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（山本会長）

小規模化に対応する学校選択制はあるのか、現在、大規模化で他の学校選択制をしているところはありますかということでしょうか。

堀井昭雅委員

はい。

議長（山本会長）

どうでしょう。はい。

事務局（白石課長）

学校選択制は現在、市内では導入しておりませんので、これが大規模化、または小規模化含めて初めてとなります。旧町などではやっておったところなのですが、新久喜市では初めてという状況です。

議長（山本会長）

あと今後ですね。

堀井昭雅委員

栢間小から小林小に行くというようなものは無かったですか。地域で選択できるというもの。

事務局（白石課長）

はい。今、小林の方のお話がありましたけども、学校選択制ではなくてその地域の事情によるということで、指定校外就学ということで実施しておりました。

堀井昭雅委員

あれも親御さんの希望で、その地域に住んでいる方は移動できるわけですね。小・中学校でそれと同じようなものは他にはないということですね。

事務局（白石課長）

はい。今、お話のありました小林の指定校外変更でございますけども、地域独自性による場合ということで認めていた時期がございました。現在はその地域についても学区の変更を行っておりますので、地域独自性による場合の指定校外就学もございません。他の地域についても、地域独自性によるものは、現在全てないところでございます。

以上です。

議長（山本会長）

よろしいですか。はい。

堀井昭雅委員

今回、大規模化に伴う学校の選択制を答申するわけなのですが、これからやはり久喜市全体として、小規模化に伴う学校選択だとか、大規模による選択という形をとっていかないと、現在の小学校中学校の再編成は非常に難しいのではないかと思います。先を見通して、そこに住む地域の子供たちや保護者の意見を聞きながら、それを選択していくことによって、現状の小規模化や大規模化がある程度解消する形にできるのではないかと考えておりますので、委員会の方でもこういったものについて少し検討をしていただくと、これからもう少しスムーズにいろんなことが進んでいくのではないかなと思います。

これは意見です。以上です。

議長（山本会長）

事務局さん、意見ということでよろしいですか。はい。

それでは他に。委員の皆様、はい、松本委員さん。

松本秀樹委員

はい。松本です。よろしくお願いします。現在、諮問を受けている学校選択制について、何点かお話しさせていただきます。

まず、通学の安全ということで、基本は保護者の送り迎えだというお話がありましたが、そうすると保護者の負担がすごく大きいですね。共働きの家庭が多い中で、毎日送り迎えができるのか。選択制で希望を取っても、希望ゼロの可能性もありますよね。とても行きたいのだけれども、そういうことではちょっと行けないと。せっかく決めても希望ゼロという場合には、この制度は何だったのかなということが1つ。

やはり、ただ、通学時の安全は必要であると。事務局は選択制ではなくて、学区変更は考えなかったのでしょうか。鷺宮小学校に隣接している砂原小学校区の家庭であれば、うまくすれば、

その負担がかからずに鷺宮小学校の子供たちと通学班が組めるのかどうかということを考えると、多少保護者の負担は減るのかなと。学区変更などの手続きは大変なので、今からやれとは言いませんけども、当然、検討する中では通学区域の変更で、その通学区がだぶっている中で、例えばこの、要するに境界線の地域は、例えば、鷺宮西小中学校でも砂原小学校でも、保護者がどちらを選択してもいいということも可能ですよね。その選択肢で、やっぱりうちは鷺宮西小中学校ではなくて、砂原小が良いわとなり、鷺宮西小中学校に0になる場合もありますけれども。

今回、諮問を受けて、当然答申を出さなければならぬのでどうのこうの言えませんが、やはり通学を考えて、その通学をどうするかということでやった方が、要するに登下校の安全等も含めて、登下校の安全を含めない保護者だけ、保護者の責任においてということになってしまって、その安易な考えでいいのかどうかと。例えば変な話、登下校時、もし子供たちに事故やけががあった場合に、学校安全下の適用になるかと思うのですが、保護者が送っていて、事故があったときにその事故の補償、けがの補償はどうなっているのでしょうか。

今、いろいろ課題があると思うのですが、この選択制を取り入れる中で、保護者に全部投げてしまってやってくださいと、行きたい子はその家庭の責任で、送り迎えをしてくれば受け入れますよと私には聞こえるのですが、そういうものではないのかなと思うのです。やはりあるべき姿を考えて、確かに砂原小学校も大分キャパシティがいっぱいのようなようですので、小規模校に向けて必要があるかと思いますが、そのところ、この学校選択について、事務局の方で学区変更、あるいは重複した学区での選択というような考えはなかったのかをお伺いしたくて発言させていただきました。

以上です。

議長（山本会長）

保護者の送迎の負担からすると、選択制というよりも、あるところの学区変更もあり得るかなとのことです。事務局、いかがでしょうか。

事務局（白石課長）

最初に、保護者負担が大きいので、申し込みがもしかしたらゼロの可能性もあるのではないかと

というところでございますけれども、可能性という話ですともちろんゼロということもあるところ
でございますけれども、何もしないと、あまり多くの方が申し込んでいただくことはないかなと
予想しておりますので、募集にあたってはなるべく魅力を伝える形で案内をしていこうと考えて
おります。

また、今回に限らず、数が多いかどうか、保護者の負担になるということで、送迎ですとやは
り保護者の負担が現実的に生じるところでございますけれども、類似制度の指定校外などでも、希
望する場合は保護者の送迎などで行っていただいている方もいらっしゃいますので、数は、保護
者の送迎となりますと若干減ってしまうかもしれないのですが、お仕事の都合などもあり
ますけれども、希望する方は行っていただける方もいらっしゃるかなとは思っております。

また、学区変更がよいのではないかというお話でございます。今回諮問させていただいた前提
には、学区変更も検討の1つとなっておったところでございますけれども、学区については地域
の繋がりですとか、これまで培ってきた経緯などがございます。やはりこっちの学校の方がいい
とか、そういうこともございまして、見直しについては先ほど少し触れましたけれども、なかな
かすぐにはできない部分もございましたので、今回は学校選択制の方で諮問をさせていただいた
ものでございます。

保護者の送迎の場合の補償ですが、災害共済というものがございまして、徒歩の場合や、中学
生は自転車の生徒が結構いますけれども自転車ですとか、保護者の送迎の場合でも、通学路を通
っていただいていた場合については、共済ですので保険のようなものなのですけれども、その対象
になってくるといふものになっております。

以上です。

議長（山本会長）

松本委員さん、いかがですか。

松本秀樹委員

今、お話いただいている状況はわかりましたけれども、ただ1つ、学区変更は大変ですけれど
も、境界線の地域こそ選択制にしてあげれば、兄弟が希望で移ることができるのですよね。要す

るに申し込みで、希望で今回は1年生だけ受けますよということですよね。鷺宮小学校と砂原小学校の境界線に住んでいる砂原小学校区の方を選択として、こっちを選んでもいいですよってことであれば、選ぶか選ばないかはわかりませんが、じゃあ行けるのだったら兄弟で新しい学校ができたから、うちは鷺宮西小中学校に行こうということもありますよね。1年生だけ数を減らすということではなくて、逆に兄弟含めて登下校の安全を確保できますし、そういう面では、全面的に線引きを変える、今まで砂原小学校だったところを鷺宮小学校に変えようというのではなくて、この地域は両方選べますよっていう方法はあったのかなという思いがしているだけです。すみません。これは意見です。

議長（山本会長）

砂原小の学区はあるのだけれども、ここの部分だけは鷺宮西小中学校と砂原小学校のどちらでも選べますよという、そういう学区の指定もあるのではないかとということです。将来的にそれはどうなのだろうということなのですが、いかがでしょう。

事務局（白石課長）

鷺宮西小中学校に近いエリアの方が、確かに保護者負担は少なく、その可能性は高いと思いますので、今回ご提案させていただいたものでも、そのエリアの方は希望すれば鷺宮西小中学校に行くことができますし、近くに今の鷺宮小学校の通学班があれば、うまくまとまればその中に入っていくことも可能と思います。今ご提案の、線引きの付近のところの方のみ両方選べるという制度でもいいかというところを含めて、今回はご提案させていただいたかなと思っておりますので、十分かなとは考えております。

議長（山本会長）

他にいかがでしょうか。はい。内田委員さん。

内田京子委員

内田です。今回の提案は1つの方策としてあるのかなと思いましたが、例えば来年度について

見ると、予定数は12名とお聞きしましたので、直接、学級数の減には繋がらないのかなと思ったときに、砂原小学校で学んでいる子供たちのクラスの状況は大丈夫なのかなと、そちらも心配になりました。何年度で大体それが解消するといいますか、適正な学級数に落ち着くだろうと目算していращやるのかをお聞きできればと思います。

議長（山本会長）

令和8年の児童数、来年度砂原小に上がる児童数を見ると88名。そしてマックスで12名希望があったとしても、砂原小の学級数は3つになるわけで、それで大丈夫なのですかということ、あともう1つは。

内田京子委員

あとは、この制度を使っていったら、どのくらいで適正規模に落ち着くのかと考えていращやるのかということです。

議長（山本会長）

はい。よろしくお願いします。

事務局（白石課長）

来年度はご指摘のとおり88名ですので、12名かどうかはわかりませんが、最大で行ったとしても70より下にはいかないということですけれども、やはり単年度ですとか、短いスパンでは、クラス数の減は難しいことは承知しているところでございます。もう少し右の方、10年度とかを見てみますと、ちょうど10年度のところの1年生のところが70名ですとか、ちょっとまた58とか53と、ここがまた増えていく見込みが十分あるというところですが、これが70に行かないような伸びになることを期待しているものでございます。

適正規模というところでございますけれども、原則として学区制度は変更しておりませんので、鷺宮西小中学校の学級編制に影響がない範囲でということを考えております。砂原小学校も、現状で一杯いっぱいという話もありますが、現状より増えないような状態になることを期待

しておりますので、これより増えなければ大丈夫というものでございます。

また、今のところ1年生から6年生のところだけ述べてきたところでございますけども、6年生の下に特別支援と書いています。これは特別支援学級のことなのですが、これはこの学校に限らず、多くの学校で増えております。学級数が少ないので、ちょっと伸びについてはなかなか難しい状況にはなっていますが、ここでは仮で入れているという状況になっております。

以上でございます。

議長（山本会長）

12名マックスで行ったとしても、クラスは変わらないけれども、今の状態は保持できるということですね。それ以上増えたら、ちょっと大変と。クラス数がということですね。

いかがですか。

内田京子委員

資料2の一番下のところに、砂原小の特別支援学級数は5学級であるが、パーテーションで教室を分けて3教室で授業を行っていると書かれているのですが、本来であれば、5学級であれば5教室がいいということですよ。特に、特別支援学級というのは、それぞれのお子さんの特質が強いので、やはり分けるべきところは分けてあげないと、それぞれのクラスで学ぶ意味とか意義とか、それが失われてしまうのではないかなと、ちょっと危惧するところはあるので、そうして学級数が減ってくればいいなと思うばかりです。

確かに保護者の希望となると、なかなか思うような募集人数が集まらないということは往々にしてあることですので、これがなかなか難しいようであれば、次はどうしようかなという、第2策もいろいろ考えておいていただけた方がいいのではないかなと思います。

以上です。

議長（山本会長）

参考意見として承っておきますということでよろしいですか。はい。

他にありますでしょうか、金子委員さん。

金子孝雄委員

金子でございます、よろしくお願いします。

今回、砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択ということで限定されているわけですが、砂原小の学区をずっと見ていきますと、隣接するのであれば、内下地区ですかね、久喜北小なんかも相当近いような気もするのですね。それから、桜田小や東鷺宮小の学区に隣接している家では、近所に同じ小学生がいるのであればそちらに行ってもいいのかなということも考えられるのですね。

今回、あくまでも児童数を減らして教室不足を解消するというのであれば、この選択制の幅を鷺宮西小中学校で限定しないで、隣接する鷺宮地区の小学校にするのか、ここで久喜北小だけを出させてもらいましたけれども、そういう学校へも選択の幅を広げてということは想定していなかったのかということをお聞きできればと思います。

議長（山本会長）

砂原地区、学区は非常に長いのですよね。久喜北小に近いところが下新井というところだと思うのですが、その距離から見ると、他の隣接区域への選択制というのも考えなかったのでしょうかということです。事務局さんいかがですか。

事務局（白石課長）

今回は鷺宮西小中学校の方へということでやらせていただきました。この制度も初めてということもありますので、一旦やらせていただいて、しばらく様子を見させていただきたいというのは考えています。

議長（山本会長）

よろしいですか。

金子孝雄委員

今回だけという、要するに、鷺宮西小中学校の規模に余裕があることと、たまたま砂原小に余

裕がないというか、その辺をうまくカバーし合うための施策なのかなということもあるのですから、先ほど内田委員さんがおっしゃったように、12人入れても学級数が変わらないのですよね。

特に来年度につきまして、私もたまたま今日、砂原小学校にお邪魔する機会がありまして、この支援学級の5学級ですけれども、パーテーションを入れて3教室でやっている。児童のことを考えると、やはり1クラス分の教室で授業を受けさせてあげたいなというのをつくづく感じましたので、どういうことをやればこの教室不足の解消に繋がるのかということで、あまり限定しないで幅広くの選択制も取り入れた方がよろしいかなと、意見として思います。

以上です。

議長（山本会長）

事務局へのご意見ということなのですから、よろしいですか。

事務局（白石課長）

参考とさせていただき、検討させていただきたいと思います。

議長（山本会長）

他にありますでしょうか。

はい、鈴木委員さん。

鈴木富男委員

鈴木です。この学校選択制は来年以降も、今年決まってもその後もずっと続いていくというお話だったので、これをやめるときというのはあるのか、その場合の条件というのが何なのかというのが1点。

2点目に、応募者多数の場合は抽選ということなのですが、抽選方法はどのようなことを考えているのか、先ほどご意見があったように、何か条件等が加味されるのかどうか。

そして3点目なのですが、仮に応募者がゼロだった場合に、砂原小学校は問題なく教育の運営ができるのかどうかということの3点ご質問させていただきます。

議長（山本会長）

やめるときは、どのような状況を予定しているか、それから抽選方法ですね、そして、応募者ゼロのときは砂原小学校の状況は大丈夫なのかということですがいかがですか。

事務局（白石課長）

今回導入した後、やめるタイミングは現状では想定してしないのですけれども、今回の目的が砂原小学校の学級増に伴う教室不足の対応のためですので、少なくともその目的が達成されたといえますか、小学校の教室不足の心配がなくなったときに、やめる審議をするきっかけになると思います。

2 番目の抽選方法ですけれども、これは特に理由を問わずお申し込みいただける制度ですので、教育委員会の方で、原則、抽選を行う予定でございます。ただ公平性を担保する必要がありますので、希望がある方は公開ということで、見に来ていても結構という形で、完全抽選で行おうと思っています。

議長（山本会長）

応募者ゼロのときは。

事務局（白石課長）

はい。ゼロでも問題なく運営できるかということです。現時点でも砂原小学校の運営はできている状況でございますけども、綱渡り状態というところになっております。来年度に関しては、先ほど申し上げた 88 名で、学級の減まではいきませんので、1 年はおそらく大丈夫ではないかなと思うのですけれども、しばらくゼロが続くようであれば、また別の対応方法を考えないと綱渡り状態がずっと続くと、いつかは対応できなくなってしまうかもしれませんので、別の方法も考えていきたいと思っています。

議長（山本会長）

兄弟がいれば優先的に、そういうことにいずれはなるのでしょうか、どうでしょうか。

鈴木富男委員

やめどきというのは、令和 11 年度以降になってしまうと、定員 70 名を目途に募集すると、逆転が起きてしまうかもしれない懸念があったのと、2 つ目の抽選の条件というのが、ご兄弟がいる家庭については、厳正なくじ引きだと結局上の子が入って下の子がいけないというケースが出てきてしまうのかなという心配でした。意見です。

事務局（白石課長）

先ほど下のお子さんが入学して上のお子さんも、こちらが配慮して指定校外の話もありましたけれども、兄弟姉妹が別の学校に行った場合というのは、下の子上の子は関係ありませんので、上の子がこちらの学校に行った場合は、下の子はこの学校選択制ではなくても指定校外で入ることができますので、その心配はなくて大丈夫だと思います。

議長（山本会長）

よろしいですか。砂原小は応募者ゼロのときは綱渡り状態というようなことが続くということなことです。他にいかがですか。

はい。中村委員さん。

中村文隆委員

今回のことは、久喜としても初めての試みなのですね。こちらの事務局の方も全員が初めての試みではないかなと思いますので、なるべくその辺のプレッシャーとか、親御さんの気持ちとか地域の気持ちとか、うまくクリアしていくために、先進事例が幾つもあると思うのですよ。そういうところとの連携といいますか、勉強をして、そしてスムーズに取り組んでうまく継続して、皆さんがいい気持ちでいい教育活動ができるように努力して欲しいなと思います。

以上です。

議長（山本会長）

久喜市として初めての試みですので、先進事例、他市町とか、他県の先進事例などを参考に努

力していただければということです。

他にありますか。よろしいですか。

それではただいまご審議いただいた件につきまして、この案に賛成というような委員の皆様の
ご意見と承ってよろしいでしょうか。

それではただいまご審議いただいた件について、答申書の案がありましたら、事務局さん、お
願いします。よろしいですか。

それでは、答申書（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（白石課長）

ただいま配付いたしました答申書の案でございますけれども、先ほどご説明した考え方に基づ
きまして記述したものでございます。内容の部分について読み上げたいと思います。

砂原小学校については児童数が当面増加傾向にあるが、これ以上の教室数の増加が難しい状況
となっており対策が必要である。

そのような中、近傍に建設中の鷺宮西小中学校については教室に余裕があることから、砂原小
学校の教室不足対策に活用することは有効と考える。

また、鷺宮西小中学校についても、児童数の増加は活気のある学校教育に資するものと考え
る。

このことから、砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制については、鷺宮西小中学校の
学級編制に支障のない範囲で実施することが適当と考える、でございます。

この答申案につきましてご意見などありましたらお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本会長）

それでは、答申の案文について、今、事務局からご説明がありましたけれども、この記述内容
についてご意見やご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。松本委員さんいかがですか。

松本秀樹委員

1行目にこれ以上の教室数の増加は書いてあります。3行目の終わりの方に、教室に余裕があるとありますが、教室「数」に余裕があるにした方が何かすっきりするかなと思いました。

議長（山本会長）

上から4行目、砂原小学校の教室不足対策というよりも、そこに数、教室数ですか。

松本秀樹委員

本文の記の、1行目に、これ以上の教室数の増加、そこは教室数となっています。3行目は、教室に余裕がある、ここを教室「数」にした方がいいかなと思いました。

議長（山本会長）

はい、3行目ですね。そのような中、近傍に建設中の鷺宮西小中学校については、教室に余裕があることからではなくて、教室数に余裕があることからということですが、事務局さんいかがでしょうか。

事務局（白石課長）

砂原小学校については、これ以上部屋が増やせないということで、教室数と、案として書かせていただきました。3行目の方は、鷺宮西小中学校の方なのですが、ここに余裕があるのは教室数というよりも、実は教室の中の人数というのでしょうか、35名といいますか、そこがまだ30名とか25名とか、そのような意図で書いたものです。表現が妥当かどうかというのは、意見があるかもしれないのですが、教室の数ではなく教室のスペースに余裕があるということで書かせてもらったものではないところでございます。

議長（山本会長）

3行目の教室に余裕があることからというのは、数だけではなくて、その教室の人数とか、そういったことについても含めてということで数を入れなかったということですね。

松本委員さんいかがですか。

松本秀樹委員

何かすっきりしませんが、あえてそうしたということですね。わかりました。

議長（山本会長）

ありがとうございます。他にありますか。

特にご意見はないようですので、答申書については、この事務局の原案通りに提出してよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、原案通り、提出していきたいと思います。

この後、柿沼教育長に答申したいと思います。

事務局におきましては、ご準備の方をお願いいたします。

司会（恩田指導主事）

それでは、これより答申の準備を行うため、暫時休憩とさせていただきます。

再開は、15 時 35 分頃からいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

< 休 憩 >

司会（恩田指導主事）

それでは、おそろいですので、再開したいと思います。

5 答申

司会（恩田指導主事）

それでは山本会長から柿沼教育長へ答申書をご提出いただきたいと存じます。

会長、教育長よろしくお願いいたします。

会長（山本委員）

久学審第3号、令和7年6月10日、久喜市教育委員会教育長、柿沼光夫様、久喜市立小・中学校学区等審議会、会長、山本千恵子。

久喜市立砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制について（答申）。

令和7年6月10日付け久教総第227号で諮問のあった標題の件について、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記、砂原小学校については、児童数が当面増加傾向にあるが、これ以上の教室数の増加が難しい状況となっており、対策が必要である。

そのような中、近傍に建設中の鷺宮西小中学校については教室に余裕があることから、砂原小学校の教室不足対策に活用することは有効と考える。

また、鷺宮西小中学校についても、児童数の増加は活気のある学校教育に資するものと考え

る。

このことから、砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制については、鷺宮西小中学校の学級編成に支障のない範囲で実施することが適当と考える。

以上でございます。

司会（恩田指導主事）

ありがとうございました。

ここで、柿沼教育長からごあいさつを申し上げます。

（柿沼教育長）

皆様、改めまして、本日は、本日諮問をいたしました、久喜市立砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制について、大変慎重にご審議をいただいた上、このように答申書をいただきましたことを、心から御礼を申し上げます。

教育委員会では、この答申書の内容を踏まえまして、久喜市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正等を行うとともに、関係する保護者の皆様へのご案内の準備を進めて参りたいと考えているところでございます。

本市は今後も、学校の適正規模・適正配置等を早急に検討すべき学校がございます。

このようなことから、審議会の委員の皆様には、引き続き、この審議会におきまして、貴重なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、委員の皆様方のご健勝とますますのご活躍をご祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

司会（恩田指導主事）

ありがとうございました。

そして審議会委員の皆様、答申書のご提出ありがとうございました。

6 その他

司会（恩田指導主事）

次にその他でございますが、本日はございません。

7 閉会

司会（恩田指導主事）

以上をもちまして、令和7年度第1回久喜市立小・中学校学区等審議会を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年7月1日

会 長 山本 千恵子

委 員 中村 文隆

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。